



体のチェックしていますか？ 毎年健診を受けましょう

集団健診&人間ドックの申し込みが始まります

対象者

- ・40歳以上の国民健康保険加入者
- ・後期高齢者医療保険加入者

申し込み方法

4月中旬に個人ごとに送付される健診のご案内を確認のうえ、必要事項を記入して申し込み書を返送してください。

締切：4月28日(木)

今年度より国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者は、申し込みの案内を変更し、年間の検診案内を4月に送ります。10月に実施を予定しているがん複合検診の申し込みも今回、提出してください。希望の日程の指定はできませんので、申し込みいただいた検診の問診票到着後にご都合が悪い場合は変更の連絡を検診機関（総合保健センター）へ連絡してください。また、検診開始日の1週間前になっても問診票が届かない場合は必ず連絡してください。

※検診または人間ドックは、年度中(4月～1月)において、いずれか1つだけ受けられます。

町が行う健診

○ふるさと総合健診

特定健診(健康診査)とがん検診をセットにしたものです。人間ドックと同じ内容を、町の子育て・健診センターで半日で受診できます。6月に実施を予定しています。

自己負担金は4,500円～7,500円で、年齢と性別によって異なります。

○がん複合検診

町では、ふるさと総合健診のほかに、健診項目を選択して受診できるがん複合検診を10月に予定しています(社会保険で希望する人には8月送付予定)。

今年度から30歳以上の人も基本健診が受診できるようになりました。

○人間ドック

30歳以上の国保加入者は、町が指定する医療機関で希望する人間ドックを受けることができます。医療機関やコースにより自己負担金は変わりますが、上限25,000円の補助があります。ただし、国民健康保険税の滞納がある場合は補助を受けられません。

「症状が無いから大丈夫！」あなたの健康の判断は？

体の中は見えません。自覚症状が無いままに病気が進行していることもあります。中でも**高血圧、糖尿病、脂質異常症**などは、血管変化をおよぼし、これらが重なることで動脈硬化を進行させます。重症化が進むと最終的に脳や心臓の血管障害および腎臓疾患などを引き起こします。

特定健診は、血液、尿、心電図、眼底検査により、早期に血管異常を発見し、健診結果から必要な治療や生活習慣改善の手立てを知ることができます。

町では、集団健診後に特定健診結果説明会を開催しています。健康づくりにぜひ、役立ててください。

(例) 自覚症状がほとんどなく進行しているケース Aさん

生活習慣病の重なりが重症化に繋がります

健診を早くから受けていれば

年齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
健診結果	健診未受診	高血圧	健診未受診	高血圧	高血圧
		高血糖		高血糖	高血糖
					心臓病 慢性腎不全

Aさん ・自分の体はなんともない。
・健診を若いころからきちんと受けて、放置しなければよかった。

■問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114
健康推進係(子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

4月1日から

障害者差別解消法

が施行されました

障害者差別解消法とは

全ての国民が、障害を理由とする差別的解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定されました(施行は一部の附則を除き平成28年4月1日)。

これは、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現を目指すとしています。

この法律では、障害を理由とする差別的解消の推進に関する基本的な事項が定められています。

また、国の行政機関、地方公共団体など、民間事業者での障害を理由とする差別を解消するための支援の方法についても定めています。



障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません

障害を理由とする差別とは

① 不当な差別的取扱い
障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないことや、アパートを貸してもらえないことなどが考えられます。

ただし、誰が見ても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別になりません。

■問い合わせ

役場福祉課 障害福祉係

☎096(293)3510

② 合理的配慮の不提供

障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった時には、できる範囲で、合理的な配慮を行うことが求められます。

例えば、「聴覚障害のある人に声だけで話す」、「視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない」などは、障害のある人には情報や伝えないことになり、差別に当たります。

* 少しの配慮で助かる人がいます。誰でも無理なくできる合理的な配慮を考えて実践してみませんか。



筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

講座の案内

～手話奉仕員養成講座～

意思疎通支援を行う手話通訳者を養成する講座です。

- 入門課程 (18日程度)
 - ・日時 4月13日(水)～8月10日(水) (毎週水曜日) 午後7時～午後9時
- 基礎課程 (27日程度)
 - ・日時 9月7日(水)～平成29年3月29日(水) (毎週水曜日) 午後7時～午後9時
- 場所 合志市総合センターヴィーブル
- 受講料 無料 (ただし、テキスト代が7,200円程度必要です)
- 受講資格 高校卒業以上の学力を有し、手話通訳活動を目指す人※基礎課程を受講できるのは、入門課程を履修した人に限ります。
- 申込方法 直接会場でテキスト料を添えて申し込みをお願いします。
- 問い合わせ 熊本県ろう者福祉協会 ☎096(383)5587 F A X 096(384)5937

～要約筆記者養成講座～

手書きやパソコン入力で聴覚障害者へ情報を伝える要約筆記者を養成する講座です。

- 日時 5月12日(木)～10月27日(木) (毎週木曜日) 午後10時～午後3時 (8月11日・18日、9月22日は休み)
- 場所 熊本県身体障害者福祉センター (熊本市東区長嶺南2丁目3-2)
- 受講料 無料 (ただし、テキスト代が3,400円程度必要です)
- 受講資格 高校卒業以上の学力を有し、聴覚障害者への支援に関心のある人
- 定員 ①手書き20人(先着順) ②パソコン20人(先着順)
- 申込方法 4月30日(土)までに電話で申し込みをお願いします。
- 申し込み・問い合わせ 熊本県聴覚障害者情報提供センター ☎096(383)5595